## 令 和 2 年

西条市議会第7回12月定例会提出議案書 (その2)

西 条 市

目	次

議案第125号	西条市職員の給与に関する条例等の一部を改正	
	する条例について ・・・・・・・・・・・・	1

## 議案第125号

西条市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について

西条市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

令和2年11月30日提出

西条市長 玉 井 敏 久

西条市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(西条市職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 西条市職員の給与に関する条例(平成16年西条市条例第41号)の一部を 次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示す ように改正する。

改正後	改正前
(期末手当)	(期末手当)
第19条 (略)	第19条 (略)
2 期末手当の額は、期末手当基礎額に	2 期末手当の額は、期末手当基礎額に
<u>100分の125</u> を乗じて得た額に、	<u>100分の130</u> を乗じて得た額に、
基準日以前6箇月以内の期間における	基準日以前6箇月以内の期間における
その者の在職期間の次の各号に掲げる	その者の在職期間の次の各号に掲げる
区分に応じ、当該各号に定める割合を	区分に応じ、当該各号に定める割合を
乗じて得た額とする。	乗じて得た額とする。
$(1) \sim (4)$ (略)	$(1) \sim (4)$ (略)
3 再任用職員に対する前項の規定の適	3 再任用職員に対する前項の規定の適
用については、同項中「 <u>100分の1</u>	用については、同項中「 <u>100分の1</u>
<u>25</u> 」とあるのは「100分の72.	<u>30</u> 」とあるのは「100分の72.
5」とする。	5」とする。
$4 \sim 6$ (略)	$4 \sim 6$ (略)

第2条 西条市職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示す ように改正する。

改正後	改正前
(期末手当)	(期末手当)
第19条 (略)	第19条 (略)

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に 100分の127.5を乗じて得た額 に、基準日以前6箇月以内の期間にお けるその者の在職期間の次の各号に掲 げる区分に応じ、当該各号に定める割 合を乗じて得た額とする。

100分の125 を乗じて得た額 に、基準日以前6箇月以内の期間にお けるその者の在職期間の次の各号に掲 げる区分に応じ、当該各号に定める割 合を乗じて得た額とする。

 $(1) \sim (4)$  (略)

3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の1</u>27.5」とあるのは「100分の72.5」とする。

 $4 \sim 6$  (略)

 $(1) \sim (4)$  (略)

 3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の1</u> <u>25</u>」とあるのは「100分の7 2.5」とする。

 $4 \sim 6$  (略)

(西条市特別職職員の給与に関する条例の一部改正)

第3条 西条市特別職職員の給与に関する条例(平成16年西条市条例第39号)の 一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(期末手当)	(期末手当)
第5条 (略)	第5条(略)
2 期末手当の額は、それぞれの基準日	2 期末手当の額は、それぞれの基準日
現在(前項後段に規定する者にあって	現在(前項後段に規定する者にあって
は、任期が満了し、退職し、解職さ	は、任期が満了し、退職し、解職さ
れ、失職し、又は死亡した日現在)に	れ、失職し、又は死亡した日現在)に
おいて特別職の職員が受けるべき給料	おいて特別職の職員が受けるべき給料
の月額と当該給料の月額に100分の	の月額と当該給料の月額に100分の
15の割合を乗じて得た額の合計額に	15の割合を乗じて得た額の合計額に
<u>100分の165</u> を乗じて得た額に、	<u>100分の170</u> を乗じて得た額に、
一般職の給与条例の適用を受ける職員	一般職の給与条例の適用を受ける職員
の例により在職期間の割合を乗じて得	の例により在職期間の割合を乗じて得
た額とする。	た額とする。

第4条 西条市特別職職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前	
(期末手当)	(期末手当)	
第5条 (略)	第5条(略)	
2 期末手当の額は、それぞれの基準日	2 期末手当の額は、それぞれの基準日	
現在(前項後段に規定する者にあって	現在(前項後段に規定する者にあって	

は、任期が満了し、退職し、解職され、失職し、又は死亡した日現在)において特別職の職員が受けるべき給料の月額と当該給料の月額に100分の15の割合を乗じて得た額の合計額に100分の167.5を乗じて得た額に、一般職の給与条例の適用を受ける職員の例により在職期間の割合を乗じて得た額とする。

は、任期が満了し、退職し、解職され、失職し、又は死亡した日現在)において特別職の職員が受けるべき給料の月額と当該給料の月額に100分の15の割合を乗じて得た額の合計額に100分の165 を乗じて得た額に、一般職の給与条例の適用を受ける職員の例により在職期間の割合を乗じて得た額とする。

(西条市議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償条例の一部改正)

第5条 西条市議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償条例(平成20年西条市 条例第17号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(期末手当)	(期末手当)
第5条 (略)	第5条(略)
2 期末手当の支給については、一般職	2 期末手当の支給については、一般職
の職員の例による。ただし、西条市職	の職員の例による。ただし、西条市職
員の給与に関する条例第19条第2項	員の給与に関する条例第19条第2項
中「期末手当基礎額」とあるのは「第	中「期末手当基礎額」とあるのは「第
2条に規定する議員報酬月額とその議	2条に規定する議員報酬月額とその議
員報酬月額に100分の15の割合を	員報酬月額に100分の15の割合を
乗じて得た額の合計額」と、「 <u>100</u>	乗じて得た額の合計額」と、「 <u>100</u>
<u>分の125</u> 」とあるのは「 <u>100分の</u>	<u>分の130</u> 」とあるのは「 <u>100分の</u>
<u>165</u> 」とする。	<u>170</u> 」とする。

第6条 西条市議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償条例の一部を次のように 改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(期末手当)	(期末手当)
第5条 (略)	第 5 条 (略)

- 2 期末手当の支給については、一般職の職員の例による。ただし、西条市職員の給与に関する条例第19条第2項中「期末手当基礎額」とあるのは「第2条に規定する議員報酬月額とその議員報酬月額に100分の15の割合を乗じて得た額の合計額」と、「100分の127.5」とあるのは「100分の167.5」とする。
- 2 期末手当の支給については、一般職の職員の例による。ただし、西条市職員の給与に関する条例第19条第2項中「期末手当基礎額」とあるのは「第2条に規定する議員報酬月額とその議員報酬月額に100分の15の割合を乗じて得た額の合計額」と、「100分の125」とあるのは「100分の165」とする。

(西条市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第7条 西条市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年西条市 条例第18号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
附則	附則
(経過措置)	(経過措置)
2 当分の間、第15条において準用す	2 当分の間、第15条において準用す
る給与条例第19条第2項中「 <u>100</u>	る給与条例第19条第2項中「 <u>100</u>
<u>分の125</u> 」とあるのは「100分の	<u>分の130</u> 」とあるのは「100分の
100」とする。	100」とする。

第8条 西条市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
附則	附則
(経過措置)	(経過措置)
2 当分の間、第15条において準用す	2 当分の間、第15条において準用す
る給与条例第19条第2項中「 <u>100</u>	る給与条例第19条第2項中「 <u>100</u>
<u>分の127.5</u> 」とあるのは「100	<u>分の125</u> 」とあるのは「100
分の100」とする。	分の100」とする。

附則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条、第4条、第6条及び第8

条の規定は、令和3年4月1日から施行する。

## 提案理由

本年度における国家公務員の給与改定に伴い、本市一般職職員の給与等を改定するため、所要の条例改正を行おうとするものである。